**社内向け案内書面（※本ページは、印刷不要です。）**

当書面「覚書」の利用について

有償・紹介業務ありのビル契約時に使用している「音楽放送用機器等の設置に関する契約書」（以下「原契約」という）について、契約先がパートナー登録をされた際に、以下の手数料が重複して発生する構造になってしまっています。

・「音楽放送用機器等の設置に関する契約書」の「紹介手数料」

・「ＵＳＥＮ新パートナー規約」における「業務用音楽放送サービスのパートナー手数料」

次ページの「覚書」は、手数料の二重払いの回避を目的として締結するものです。

■使用上の注意点

「覚書」は、原契約が以下の条件を満たす場合に使用可能です。

1. 原契約のタイトルが「音楽用放送機器等の設置に関する契約書」であること。
2. 原契約に、紹介業務および紹介手数料の規定があること。
3. 原契約のヘッダーが、A22-U111001、A22-U140320、A24-U140901、A24-U170818、A32-U120528、A32-U140320、又はA32-U170818のいずれかであること。

※上記の定型契約書は、条項等が現行と異なる可能性があり、リスク回避のため従来同様個別審査とします。

なお、原契約が上記定型契約書以外の場合は、捺印申請時に差戻されることがあります。また、古いビル契約についてはこの機会を好機と捉え、新しく契約をまき直すことを推奨します。

新パートナー制度に登録済みまたは登録予定の契約先があり、原契約が上記の条件を満たす場合は、次ページの「覚書」に必要事項を入力のうえで、次ページを2部印刷し、締結を進めてください。

以上

覚書

株式会社●●●●●●●●●（以下「甲」という）と株式会社ＵＳＥＮ（以下「乙」という）とは、甲乙間で締結した●●●●年●●月●●日付「音楽放送用機器等の設置に関する契約書」（以下「原契約」という）の一部を変更することについて、以下の通り合意したことから、覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第１条（特記事項の追加）

原契約に、次の規定を追加する。

*特記事項*

*甲が乙の「ＵＳＥＮ新パートナー制度」に登録済みまたは登録する場合、乙は甲に対して、「ＵＳＥＮ新パートナー制度規約」に定める「業務用音楽放送サービス」の「パートナー手数料」に優先して、本契約の取引条項に定める「紹介手数料」（甲の紹介業務により乙がテナントと放送契約を締結した時に、甲に支払われる手数料をいう）を支払うものとし、重複支払は行わないものとする。*

第２条（効力発生日）

本覚書は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとし、本覚書の効力は、本覚書の締結日にかかわらず、原契約の締結日に遡って生じるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を所持するものとする。

２０●●年●●月●●日

甲　●●●●●●●●●●●●●●

株式会社●●●●●●●●●

代表取締役　●●　●●

乙　東京都港区北青山三丁目１番２号

株式会社ＵＳＥＮ

代表取締役社長　田村　公正